

警察庁 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

警察庁 平成26年のあるべき姿に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重複事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平21.1.30閣議決定)抜粋)	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
368【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	エネルギーによる施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安価的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策や、燃料資源を有効に利用するための施策で構成されている。後の規制が「省エネ法」であり、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」といいます)。『省エネ法』の規定により、(1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と大蔵省) 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に(2)省エネ法、財務省、総務省及び独立行政法人省エネに、開拓する事業者の在り方にについて、都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や開拓の開拓者の在り方にについて、平成27中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平26> 4[警察庁] (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と大蔵省) 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に(2)省エネ法、財務省、総務省及び独立行政法人省エネに、開拓する事業者の在り方にについて、都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や開拓の開拓者の在り方にについて、平成27中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平27> 4[経済産業省] (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49) 特定事業者等が主務大臣に提出する定期報告書(同案)については、都道府県等の特徴事項等を実現するための意見を提出する旨の意見等(エネルギー管理制度上場等各制度等が都道府県別のエネルギーの消費量(エネルギー管理制度上場等各制度の各種エネルギーの使用量の合計)について、都道府県への情報提供を平成27年度から行う。	-	-	左記平27対応方針の措置(検討)状況について、経済産業省関係フォローアップを参考	
684【全国市長会】 提案団体の提案を十分に尊重されたい。			C 対応不可	災害時の交通規制では、標識の交付枚数(緊急通行車両として確認された車両の台数)を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、実際に東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の幅を狭めることで、規制の拡大等の交通規制を見直しを行った。 また、災害時の交通規制の見直しを行うとともに、公安部委員会が緊急通行車両として確認された車両の台数を迅速かつ正確に把握する事が困難となり、適切な緊急交通路に係る交通規制の実施に支障が生じる恐れがあるため、本件提案への対応はできない。 また、災害対策法附則における役割分担は、災害対策基本法において、指定都市を含む市町村は、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を保護する一義的な義務を有する一方、都道府県は、区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行ふものとされている。こうした観点からも、緊急通行車両の確認主体に、指定都市を含む市町村を加えるべきではないと考えているところ、全国知事会の御意見も同意できるものと思料される。 (別添より)						